

# 1 地域を守る「自主防災組織」

## 1-1. 「自主防災組織」とは？

### (1) どんな組織か？

自主防災組織とは、町会、自治会、マンション管理組合等の自治組織を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体です。

具体的には、次に掲げる自主防災活動を行う団体です。

- 防災資機材の整備及び点検
- 防災知識の普及、防災訓練の実施
- 災害発生時における情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、被災者の救出・救護
- 要配慮者などの安否確認及び避難支援
- 給食・給水、救援物資等の配布、避難所の開設・運営 等

船橋市では、「船橋市自主防災組織補助金交付規則」に基づき、自主防災組織の結成時における結成補助金や、自主防災組織による活動への補助金を交付して、自主防災組織の活動を支援しています。

### (2) 自主防災組織の役割とは？

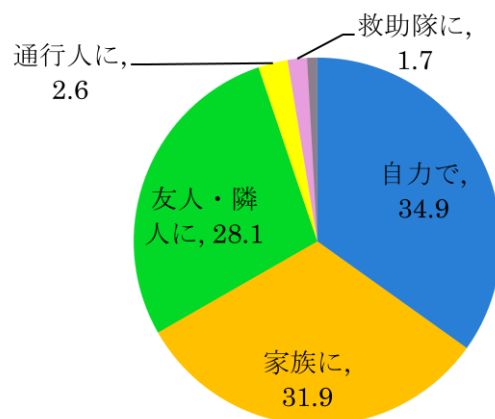
広域的な大災害では、発災直後から家屋損壊、火災、土砂崩れなどが同時に発生し、被害は甚大なものとなります。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、一刻も早く倒壊家屋等の下敷きになった人を救出し、また、火災が延焼しないうちに消火する必要があったにもかかわらず、全ての地域に、消防、警察、自衛隊、行政などの公的機関の救援を十分に行き渡らせることが極めて難しい状況でした。

このような場合において、公的機関に頼らず近隣の人々の協力の下、人命救助、初期消火、安否確認や避難支援などの活動を行い、地域を守るものが自主防災組織です。

阪神・淡路大震災では、自助や共助によって助かった割合は実に97.5%にも及び、消防、警察、自衛隊等の公的な救助組織に助けられたのは僅か1.7%でした（図1-1参照）。

大規模な災害が発生した直後は、自助や共助の力が特に重要なのです。

図 1-1 生き埋めや閉じ込めの際の救助比率



出典：(社)日本火災学会

「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

## 1-2. 組織の運営

### (1) 組織づくり

船橋市の平成28年4月1日現在の自主防災組織の結成率は60.5%という状況であり（全国平均結成率は81.7%）、また、地域により自主防災組織の結成率や自主防災活動の活動状況にも大きな差がある状況にあります。

自主防災組織結成率（平成28年4月1日 現在） （自主防災組織の結成世帯数÷区域内全世帯数により算出）	
全国	81.7%
千葉県	60.2%
船橋市	60.5%



いざというときに地域の人々が相互に助け合うためには、日頃から話し合い、様々な防災活動を行う自主防災組織が必要です。

### (2) 役割分担

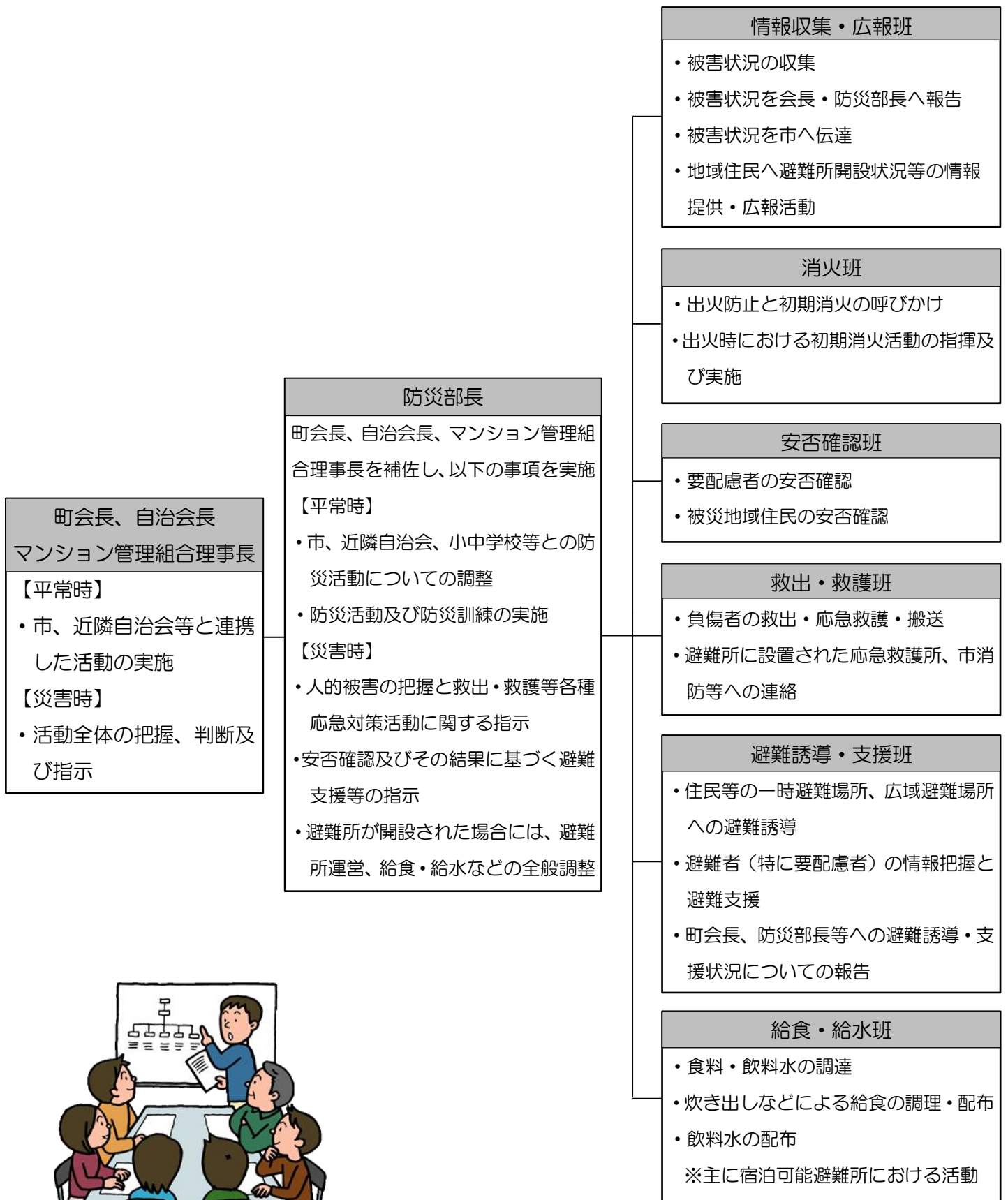
一般的な組織・編成とそれぞれの活動内容の例は、表 1-2 (P.3) のとおりですが、地域の特性や実情を踏まえた組織・編成を検討しましょう。

#### 組織・編成のポイント

- とりまとめ役の町会長等、その下に防災部会、各種活動班を編成し、班長を定めます。
- 昼夜いずれも防災活動に支障のないよう、組織の編成を考えましょう。
- 地域内にある事業所や学校等と事前に話し合い、連携のとれる協力体制を考慮する必要があります。
- 活動班員が特定地域に偏らないようにします。
- 活動班員の配置は、地域内の専門家や経験者（例えば、消防経験者は消火班、アマチュア無線有資格者は情報班、医師・看護師は救護班など）を考慮して行い、自主防災組織の編成例（表 1-2 (P.3)）を基に、組織の大小や参加人数に合わせて作成しましょう。
- 被災生活期の対応は、リーダーの心的負担が大きいため、被災生活が長引く場合は、交替制にするなどして、お互い支え合う工夫も必要です。

※実際に災害が発生した際には、班の人数が足りない場合や全員で活動しなければならない場合があります。それぞれの活動内容を理解しておき、想定外の事態に対して臨機応変に対応できるようにしておきましょう。

表 1-2 一般的な組織・編成と活動内容（町会・自治会等内に防災部会を組織する場合の例）



### (3) 防災リーダーの必要性

平成7年の阪神・淡路大震災においては、ある1人のリーダーが地域の人々を適切に指導し、消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されています。このように、命を守る上で防災リーダーの役割は非常に重要なものです。

#### ① 防災リーダーの役割

防災リーダーは、効果的な活動のために必要な調整を行うなど、地域の自主防災活動の中心となる人物です。防災リーダーは、以下のような役割を担います。

- 防災に関する基本的な知識や技術の習得
- 地域の人々の防災意識向上の推進  
(危険予想箇所の把握、地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備・点検、とした要配慮者の把握、防災訓練の指導など)
- 災害発生時の自主防災組織の指導、率先した行動

#### ② 防災リーダーに求められる要件

防災リーダーとして求められる要件には、以下のようなものがあります。

- 防災に関心を持っており、防災対策に携わった経験がある
- 地域において人望が厚い
- 判断力、決断力、行動力がある
- 自己中心的でなく、地域全体のことを考えることができる
- 少数意見を尊重しつつ、様々な意見をまとめることができる

#### ③ 地域防災リーダー養成講座

船橋市では、地域防災リーダーとなる人材を養成するために、年数回、自主防災組織の必要性及び防災に関する基本的な知識や技術の向上に繋がる講義、グループワーク、防災体験等を内容とする養成講座を開催しています。

#### 予期せぬ大災害のときには

予期しないことに出会ったとき、人は、頭が「真っ白」になります。何が起きたのか理解できず、どうしたらよいのか分からなくなります。そのようなときに必要なのがリーダーの一言です。

大災害時には「〇〇さん、119番に電話をかけて下さい！」や「〇〇を持ってきて下さい！」などと大きな声で指示されると、指示された人は動き出すことができます。このように、リーダーは、はっきりした声で、なるべく具体的に短い言葉を使って指示を出しましょう。

防災リーダーは、常に災害対応をイメージし、他の人々よりも素早く対応できるよう心がけましょう。

## ④ 防災士及び災害救援ボランティア育成の補助制度

船橋市では、地域や自主防災組織のリーダー的な人材を育成するため、平成28年度から自主防災組織の代表者から推薦された市民を対象に、「防災士」資格取得及び「災害救援ボランティアリーダー」資格取得に係る費用を補助しています。この補助制度を活用し、防災に関する知識や技術を身に付けてレベルアップを図り、地域コミュニティの活性化と地域防災力の向上に繋げていきましょう。

### 防災士と災害救援ボランティアリーダー

#### ◆防災士とは

地域社会の様々な場において、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのための十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人「日本防災士機構」の認証登録を受けた者。

#### ◆災害救援ボランティアリーダーとは

災害予防、災害対応、災害復興の担い手となる者で、災害救援ボランティア推進委員会が行う講座を受講し、セーフティリーダー（SL）として認定された者。

### ~~~~~補助制度の概要~~~~~

#### 1. 補助対象者

本市在住の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の代表者から推薦された方。

※1つの自主防災組織につき1名までで、「防災士」または「災害救援ボランティアリーダー」のいずれか1回限りの補助となります。

#### 2. 補助条件

##### (1) 防災士

講座を受講し、資格試験に合格し、日本防災士機構へ資格認証登録をすること。

※資格認証登録には、別途、救命講習の受講が必要です。

##### (2) 災害救援ボランティアリーダー

講座を受講し、災害救援ボランティア推進委員会の認定を受けること。

#### 3. 補助上限額

##### (1) 防災士 60,920円

(必要経費：研修講座受講料 52,920円、資格取得試験 3,000円、認証登録料 5,000円(計 60,920円))

##### (2) 災害救援ボランティアリーダー 15,000円(学生は10,000円)

(必要経費：研修講座受講料 15,000円(学生は10,000円))

#### 4. 補助金交付を受けた者の責務

(1) 地域において、積極的に防災に関する知識を啓発し、自主防災組織活動の促進やレベルアップを図ること。

(2) 地域において、自主防災組織の結成に関して積極的に取り組むこと。

(3) 市が行う総合防災訓練や防災に関するイベント等に参加・協力すること。

(4) 市が行う地域防災リーダー養成講座に参加・協力すること。

## （４）規約の整備

自主防災組織が組織として活動するためには、規約を定めることが必要です。規約を定めるためには、最初に、自治会、町会、マンション管理組合の規約に防災部会を追加する改正をされ、次に、自主防災組織の規約を新たに定めて頂くことになります。

① 自治会や町内会等の規約を改正する。

② 自主防災組織の規約を新たに定める。

それぞれの組織の実情に合わせて、組織の名称、目的、事業内容、役員の選任方法、任期などについて規約に定めましょう。

資料 1-1. ○○防災部会規約（例）（P.7～）

## （５）防災計画の作成

災害発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生や拡大を防ぐためには、防災計画を作成しておく必要があります。

防災計画には、日頃の対策と災害時の活動を具体的に盛り込み、地域の実情を踏まえた計画を作成することが大切です。次のような内容を盛り込んで、防災計画を作成しましょう。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ○自主防災組織の編成及び任務分担 | ○地域の防災上の特性の確認 |
| ○防災資機材等の備蓄及び管理   | ○情報の収集・伝達     |
| ○出火防止、初期消火       | ○救出・救護        |
| ○避難誘導            | ○要配慮者         |
| ○防災訓練            | ○給食・給水        |
| ○防災知識の普及         |               |

資料 1-2. ○○自主防災部会防災計画（例）（P.9～）

### 1-3. マンションの場合の留意点

多くの人々が住むマンションは1つの共同体です。施設の被害が全住民に影響するため、災害時にはマンション住民が共に助け合うことが求められます。

このため、マンション住民がマンション管理組合などにおいて、平常時から大地震などに備えて、何を備え、どのようなことを決めておくかについて、あらかじめ「マンション版防災マニュアル」を作成しておくことが大切です。

また、マンション管理組合などにおいて、マンション管理会社、各種インフラの点検会社の連絡先一覧を整備しておくことも、とても重要です。

巻末資料. 「マンション版防災マニュアル」作成の手引き（P.64～）  
マンション関係機関連絡先一覧（P.69）

〇〇防災部会規約（例）

（名 称）

第1条 この会は、\_\_\_\_\_防災部会（以下「部会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本部会の事務所は、\_\_\_\_\_に置く。

（目 的）

第3条 部会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、火災、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業及び防災計画）

第4条 部会は前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導・支援等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

（会 員）

第5条 部会は、\_\_\_\_\_内にある全世帯をもって構成する。

（役 員）

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 \_\_人
- (3) 班 長 \_\_人
- (4) 監査役 \_\_人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第7条 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 監査役は、会の会計を監査する。

(総 会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、部会長が召集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(会 費)

第9条 部会の会費は、町会・自治会・マンション管理組合の会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、      年       月       日から実施する。



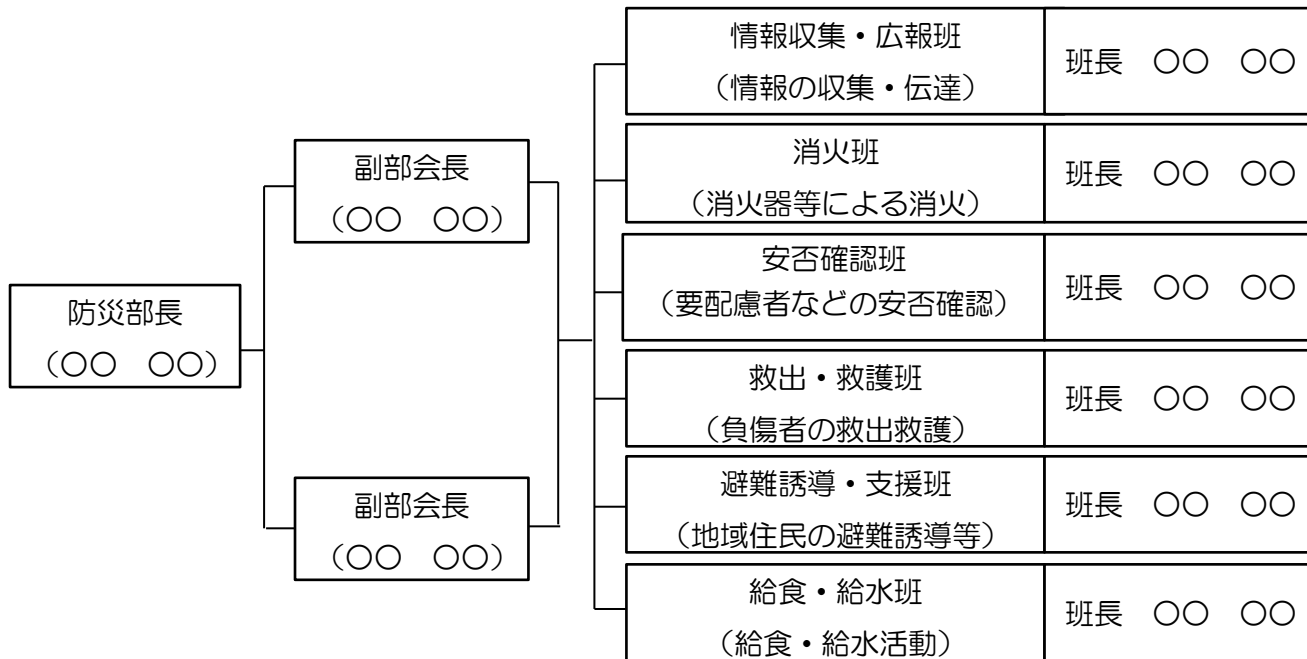
〇〇自主防災部会防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇自主防災部会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



3 地域の防災上の特性

(1) 地域の災害リスク

市のハザードマップの想定では、東京湾北部地震で震度6強の揺れが予想され、液状化の発生が予測されている地域である。

(2) 地域の各種防災施設

- ア 宿泊可能避難所
  - 〇〇小学校
  - 〇〇公民館
- イ 一時避難場所
  - 〇〇公園

地域の災害リスク、地域の各種防災施設、人材等を確認しましょう。



4 防災資機材等の備蓄及び管理

- (1) 防災資機材等は、別に定める備蓄品配備計画により行う。
- (2) 備蓄品の保管場所は、〇〇自主防災部会防災倉庫内とする。
- (3) 毎年、防災訓練後を全資機材の点検日とする。

## 5 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行うため、情報の伝達を次により行う。

- (1) 情報収集班は、地域内の災害情報、市役所や防災関係機関、報道機関等が提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を防災部長、地域住民に伝達する。
- (2) 情報の収集手段は、市が放送する防災行政無線及びふなばし災害情報メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等によるものとする。
- (3) 伝達は、情報収集班から防災部長へ報告後、各班長に伝達し、各班長から各班員へと伝達する。

## 6 出火防止・初期消火

### (1) 出火防止

大規模地震等による火災の発生を防ぐため、以下の出火防止対策を各家庭に周知する。

- ア 火器使用場所周辺の整理・確認
- イ 建物等の危険個所の確認

### (2) 初期消火対策

- ア 火災が発生した際に、速やかに消火活動を行うため、各班に一本の消火器を設置するとともに、各家庭に水バケツ等の配備を推進する。
- イ 火災発生時は消火班長の指示により、速やかに消火活動を行う。

## 7 安否確認

- (1) 安否確認班は、災害時に要配慮者の安否確認を行うため、名簿及び地図を作成する。
- (2) 要配慮者の名簿については、平常時は防災部長が管理するものとする。
- (3) 災害時における安否確認実施時は、防災部長から安否確認班に名簿を配布し、班ごとに安否確認を行う。
- (4) 班ごとの安否確認終了後は、安否確認班長に報告し、安否確認班長は情報を取りまとめて、防災部長へと報告を行う。

## 8 救出救護活動

救出救護班は、建物の倒壊や落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めたときは、応急救護所に搬送する。

## 9 避難対策

- (1) 大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、防災部長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。
- (2) 避難誘導班は、防災会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。

- ア 大規模地震による被害の発生が予測されるとき。
  - 〇〇小学校
- イ 台風等により水災害の発生が予測されるとき。
  - 〇〇公民館

避難経路・避難場所や  
避難誘導方法についても  
定めておきましょう。



## 10 給食・給水

避難所等における給食および給水は、次により行う。

- (1) 給食給水班は、〇〇自主防災部会防災倉庫に保管してある備蓄食料・飲料水を、配布計画に基づき、各戸に配布する。
- (2) 給食給水班は、市から提供された食料及び飲料等を配布、又は炊き出し等を行う。

## 11 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の実施に際しては、目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成して行う。
- (2) 訓練で行う内容は概ね、次のとおりとする。
  - ア 情報収集・伝達訓練
  - イ 消火訓練
  - ウ 避難訓練
  - エ 安否確認訓練
- (3) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。
  - ア 訓練は、原則として、〇月第〇日曜日に実施する。
  - イ 訓練は、総合訓練にあっては年〇回、個別訓練にあっては随時実施する。

## 12 防災知識の普及

地域住民の防災意識の向上のため、次のとおり、防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項
  - ア 防災組織・防災計画に関すること
  - イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること
  - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- (2) 普及方法
  - ア パンフレットの配布
  - イ 防災講習会の開催
  - ウ 防災訓練の実施